

改修項目および関連事項記載表（統合版）

項目番号：(9)									
改修の具体案（概要）									
<ul style="list-style-type: none"> ・ 初回面接者と6ヶ月後評価者が同一者としめない場合。 ・ 手引きに、以下の明示的な記載（周知）を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 原則は、中間評価も含めて同一者が実施すること ➤ 一定の条件を満たせば、同一者が実施しなくてもよくなること <ul style="list-style-type: none"> ◇ （一定の条件については、要件整理中） ➤ 同一者が実施するしないに関わらず、保健指導施設は面談時の記録を保存しておくこと ➤ これらの記録については、必要に応じて提出を求めることができる旨、委託契約書等に記載しても良いこと。 									
<p>戻るルール（案）等に関する意見</p> <p>要件（同一機関内・保健指導実施者間等）を明確にする。</p> <p>仕様解説書における変更事項（ ）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">解説書名、頁、行番号</th> <th>具体的な記載案等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>XML仕様上の変更点はない</td> </tr> </tbody> </table> <p>手引きにおける変更事項</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">頁、行番号</th> <th>具体的な記載案等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>P30、P31、P32</td> <td> <p>省令157号、告示第9号からの引用は、変更文言に合わせる。</p> <p>⇒P31の④の下に、「⑤」として、「保健指導実施者」</p> <p>「第2期・平成25年4月1日以降の健診日の結果に基づく特定保健指導の実施者である医師・保健師・管理栄養士、及び看護師（平成29年度末まで）は、初回面接の実施・中間評価の実施・6ヶ月後評価の実施は、同一者であることが原則ではあるが、実施者の事情（例えば初回面接を実施した保健師が産休・育休・病休・異動・退職等で、やむを得ず6ヶ月後評価の実施が行えない場合）により、同一機関・組織内であれば、必ずしも同一者でなくても実施が可能となる。</p> <p>ただし、同一者でない場合には、特定保健指導の質を担保する観点から、実施者間における引き継ぎにおい</p> </td> </tr> </tbody> </table>		解説書名、頁、行番号	具体的な記載案等		XML仕様上の変更点はない	頁、行番号	具体的な記載案等	P30、P31、P32	<p>省令157号、告示第9号からの引用は、変更文言に合わせる。</p> <p>⇒P31の④の下に、「⑤」として、「保健指導実施者」</p> <p>「第2期・平成25年4月1日以降の健診日の結果に基づく特定保健指導の実施者である医師・保健師・管理栄養士、及び看護師（平成29年度末まで）は、初回面接の実施・中間評価の実施・6ヶ月後評価の実施は、同一者であることが原則ではあるが、実施者の事情（例えば初回面接を実施した保健師が産休・育休・病休・異動・退職等で、やむを得ず6ヶ月後評価の実施が行えない場合）により、同一機関・組織内であれば、必ずしも同一者でなくても実施が可能となる。</p> <p>ただし、同一者でない場合には、特定保健指導の質を担保する観点から、実施者間における引き継ぎにおい</p>
解説書名、頁、行番号	具体的な記載案等								
	XML仕様上の変更点はない								
頁、行番号	具体的な記載案等								
P30、P31、P32	<p>省令157号、告示第9号からの引用は、変更文言に合わせる。</p> <p>⇒P31の④の下に、「⑤」として、「保健指導実施者」</p> <p>「第2期・平成25年4月1日以降の健診日の結果に基づく特定保健指導の実施者である医師・保健師・管理栄養士、及び看護師（平成29年度末まで）は、初回面接の実施・中間評価の実施・6ヶ月後評価の実施は、同一者であることが原則ではあるが、実施者の事情（例えば初回面接を実施した保健師が産休・育休・病休・異動・退職等で、やむを得ず6ヶ月後評価の実施が行えない場合）により、同一機関・組織内であれば、必ずしも同一者でなくても実施が可能となる。</p> <p>ただし、同一者でない場合には、特定保健指導の質を担保する観点から、実施者間における引き継ぎにおい</p>								

	<p>て十分な情報共有を要することが求められる。</p> <p>また特定保健指導の面談等の情報である記録類の扱いは、個人情報の中でも特に機微たる個人情報であることから、保健指導実施者である専門職（医師・保健師・管理栄養士・看護師）の間に限っての情報共有となる。</p> <p>直営（医療保険者の職員が特定保健指導実施者の場合、被用者保険では事業主側の産業医・保健師等産業保健スタッフ）や、個別契約での特定保健指導の実施では、その契約時（事業所との共同事業の場合には覚書等）において、面談等の記録類（面談・電話・メール・手紙の写し・ファックス等の紙媒体の記録やメモ等）では、実施者氏名の署名を残しておくこと。また必要に応じて、医療保険者からの要求があれば、署名のある記録類を証憑書類として提出できるようにしておくことを、取り決めておく必要がある。</p> <p>同一者でなくても実施できることにより、医療保険者における特定保健指導と、労働安全衛生法に基づく保健指導を、より合理的かつ効率的に実施することが可能となるので、被用者保険では、予め事業所との連携をしっかりとることにより、特定保健指導対象者が労働安全衛生法に基づく保健指導にも該当する際には、対象者の利便性に考慮して、合理的かつ効率的に実施できることとなる。」</p>
	<p>※通知に合わせて文言を修正。</p>
<p>P35:3-4-1、図表 15</p>	
	<p>②の文末に、「なお、初回面接実施者・中間評価者・6ヶ月後評価者は、必ずしも同一者でなくともよくなったが、同一機関・組織内であること、保健指導実施者（医師・保健師・管理栄養士・看護師）間での情報共有であること、直営（自前）、個別契約の場合には、予め契約（共同事業の場合は覚書）にて、必要に応じて医療保険者からの求めがあったら、実施者の氏名の署名のある証憑書類を提出することができることを取り決めておき、個別契約を締結する際の契約書や、共同事業の覚書に明記しておく必要がある。」</p> <p>図表 15 は、システム上は改修しないが、補足説明とし</p>

	<p>て、「面談等の記録の際に、保健指導実施者の氏名の署名を証憑書類として残しておき、情報共有と責任の所在を明確とする必要がある。これは医療保険者の直営（自前）も含み、特定保健指導実施機関により実際の記録方法がさまざまであることから、必ずしも電子的記録で統一的な署名である必要はないが、証憑における氏名の署名は紙媒体で残すこと。」を書き込む。</p>
	<p>（修正前） 高年齢者の医療の確保に関する法律第18条第1項において、特定保健指導は「保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者」が実施しなければならないと規定している。</p> <p>（修正後） 高年齢者の医療の確保に関する法律第18条第1項において、特定保健指導は「保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者」が実施しなければならないと規定している。なお、原則、中間評価を含めた特定保健指導は、同一者が行うこと。*1</p> <p>欄外 *1 原則、特定保健指導は、同一者が行うこととするが、「①同一機関・組織内であること、②保健指導実施者間での情報共有できること」の両方が担保される場合、その限りではない。 なお、同一者が実施するしないに関わらず、実施施設は面談時の記録を保存し、保健指導実施者の署名等すること。</p> <p>また、面談時の記録を、必要に応じ提出を実施施設に求めることを、委託契約書等に記載することもできることとする。</p> <p>※保健指導の実施者に関する内容である為、40頁の「3-6-1 実施者」に記載するべきと思われる。</p>
P37:3-4-2	
	<p>文末に、「なお、第2期・平成25年4月1日以降の健</p>

	<p>診結果に基づく特定保健指導から、初回面接実施者・中間評価実施者・6ヶ月後評価実施者が必ずしも同一者でなくても可能となることから、面談等の記録（面談・電話・メール・手紙の写し・ファックス等の紙媒体の記録やメモ等）の際に、保健指導実施者の氏名の署名を証憑書類として残しておき、情報共有と責任の所在を明確にする必要がある。これは医療保険者の直営（自前）も含み、特定保健指導実施機関により実際の記録方法がさまざまであることから、必ずしも電子的記録で統一的な署名である必要はないが、証憑書類における氏名を署名した紙媒体は残すこと。」を書き込む。</p>
【	<p>※既に40頁記載案にて、明言している為、重複記載の必要はないと思われる。</p>
P54:②	
	<p>文末に、「個別契約の場合、委託先との契約書には、面談記録等の際に、保健指導実施者の氏名の署名を入れておき、情報共有と責任の所在を明確にし、必要に応じて医療保険者から求めがあった際には提出することを明記しておく。」</p>
	<p>※既に40頁記載案にて、明言している為、重複記載の必要はないと思われる。</p>
	<p>委託（個別契約）の場合、委託先には、面談記録等の際に、保健指導実施者の署名を入れておき、情報共有と責任の所在が明確とする必要性を書き込んだのものを、保険者へ報告することを明記しておく。</p>
P66:5-3-3②	
	<p>文末に、「なお、第2期・平成25年4月1日以降の健診結果に基づく特定保健指導から、初回面接実施者・中間評価実施者・6ヶ月後評価実施者が、必ずしも同一者でなくても可能となるが、同一の機関・組織内に限定されるため、また初回面接・中間評価・6ヶ月後評価はいずれも業務の主たる部分であることから、そもそも再委託はできない。」と明記しておく。（明記しておかないと、保健指導を細切れにされてしまうかもしれないことを危惧）</p>
	<p>初回面接と6ヶ月後評価は、そもそも再委託はできな</p>

	いこととなっているが、ここにも同一者でなくてもいいが再委託はできないことを明記しておく。(明記しておかないと、保健指導を細切れにされてしまうかもしれないことを危惧)
P68:5-3-4	
	本文 3 行目の下に、「特定保健指導の面談等の情報である記録類の扱いは、個人情報の中でも特に機微たる個人情報であることから、保健指導実施者である専門職（医師・保健師・管理栄養士・看護師）の間に限っての情報共有となることは言うまでもない。」を挿入。
	※既に 40 頁記載案にて、明言している為、重複記載の必要はないと思われる。
P118:7-1-3①	
	P119 の 1 行目の「～定義としている。」の後に、「特定保健指導においては、電子化しない（できない）面談等記録（面談・電話・メール・手紙の写し・ファックス等の紙媒体の記録やメモ等）にも保健指導実施者の氏名を署名し、厳重な管理の元に保管しておくことも必要である。」と加筆する。
	※既に 40 頁記載案にて、明言している為、重複記載の必要はないと思われる。
P119:②図表 50	
	図表No.5 として、用途・目的欄に「実施者の責任の所在を明確にする」、必要とする者に「国（監査）」・「医療保険者」を加筆する。
	※既に 40 頁記載案にて、明言している為、重複記載の必要はないと思われる。
P135:③図表 56	
【健保連】【協会けんぽ】	守秘義務規定の表の下に、「医師は刑法第 134 条、保健師、看護師は保健師助産師看護師法第 42 条の二に、それぞれ守秘義務規定がある。」と加筆する。具体的には、医師法、保健師助産師看護師法等の守秘義務の条文。
政省令、通知等おける変更事項	(各団体から指摘されている箇所)
名称等、条項番号等	具体的な記載案等
関係者～周知第 4 の 1	特定保健指導脱落の取扱い

特定健康診査等基本指針について 第1の2の4(1)、第1の3	特定保健指導の記録 個人情報の保護
保発第0310001号別紙5	表の修正必要
保発第0117003号	事業主への協力依頼
保発第0117001号 P3	七-1-(3) "動機付け支援対象者及び七の1の(1)の面接による指導を行った者が、行動計画の策定の日から6ヶ月以上経過後に、行動計画の実績に関する評価を行うこと。"の記載除去。
保発第0117001号 P4	八-1-(3) "積極的支援対象者及び八の1の(1)の面接による指導を行った者が、行動計画の進捗状況に関する評価を行うこと。"の記載除去。 八-1-(4) "積極的支援対象者及び八の1の(1)の面接による指導を行った者が、行動計画の策定の日から6ヶ月以上経過後に、行動計画の実績に関する評価を行うこと。"の記載除去。
告示第142号第2の4	特定保健指導の記録等
告示第150号基本指針二の4 (1)、三	特定保健指導の記録、個人情報の保護
厚生労働省令第157号	P7・8 7-1-三 "動機付け支援対象者及び七の1の(1)の面接による指導を行った者が、行動計画の策定の日から6ヶ月以上経過後に、行動計画の実績に関する評価を行うこと。"の記載除去。 P10 8-1-三 "積極的支援対象者及び八の1の(1)の面接による指導を行った者が、行動計画の進捗状況に関する評価を行うこと。"の記載除去。 8-1-四 "積極的支援対象者及び八の1の(1)の面接による指導を行った者が、行動計画の策定の日から6ヶ月以上

	経過後に、行動計画の実績に関する評価を行うこと。"の記載除去。
Q & A等からの反映事項 (各団体から出されている意見)	
Q & A区分、番号	具体的な反映すべき事項案等
1-③-16	安衛法に基づく保健指導を、特定保健指導と兼ねる場合も加筆し、事業主と健保組合はひとつの実施機関・組織である解釈も書き込む。
2-① -3,6,9,13,18,19,20,22,23,24,25,26	必ずしも同一者でなくともいいことと、同一機関・組織内であること、保健指導実施者（医師・保健師・管理栄養士・看護師）間での情報共有であることを明記する。
2-④-1,2,3,5,8	安衛法に基づく保健指導を、特定保健指導と兼ねる場合も加筆し、事業主と健保組合はひとつの実施機関・組織である解釈も書き込む。
4-②-16	6ヶ月後評価者が初回面接と同一者ではない保健指導実施者が、何度も督促をかけたが、結果的に6ヶ月後評価はできなくて脱落認定となる場合も記載しておく。また、その際の6ヶ月後評価を実施する予定だった保健指導実施者職種と氏名も、電子化はしないものの保険者（自前）、個別契約の委託先機関では記録を残し、委託の場合は、必要時医療保険者の要求に応じて、記録類を提出することを明記する。
5-①-4,14,26,48	初回面接を特定健診と併せて（同日実施）実施する場合は、6ヶ月後評価まで同じ機関に委託することとなるので明記しておく。 必要時委託先からの提出を求める面談等記録類（委託先とのそもそもの契約時に確認）には、初回面接者と6ヶ月後評価者の職種と氏名を記載したものとする。
5-①-48	※既に40頁記載案にて、明言している為、記載の必要はないと思われる。
5-①-48	2の質問に対し、解釈②が回答となる
5-①-48	同一機関内においては、初回面接者と6ヶ月後評価者が同一者でなくてもよいこととする。
6-①-15	委託先へ報告させる記録類（電子化・紙を問わず、保健指導実施者氏名の署名がある記録については、委託

	<p>先との契約時に予め確認しておく) には、初回面接者と6ヶ月後評価者の職種と氏名を記載したものとする。</p>
<p>6-④-7</p>	<p>途中脱落の場合、度重なる呼びかけに応じることなく6ヶ月後評価が実施できずに完了に至らなかった際は、誰(職種と氏名)が、いつ、何回、どのような呼びかけを行ったのかについても実施者氏名の署名がある記録を残しておく。(例えば何らかのトラブル等が発生して、過去の記録類を調査する必要性が出た場合)、医療保険者からの要求があれば、特定保健指導実施機関(医療保険者自身が行った場合も含む)は、呼びかけに関する記録類を提出することとなる。</p>